

告示

埼玉県病院事業告示第五号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の業務に係る公金のうち、患者自己負担分等に係る未収金収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県立がんセンター 埼玉県立小児医療センター 埼玉県立精神医療センター	東京都千代田区紀尾井町三番十二号 紀尾井町ビル 弁護士法人 一番町綜合法律事務所 代表社員 神崎 浩昭	令和二年三月二十六日から一年間